肥料販売業務を開始する場合の手続き

宮城県農政部 みやぎ米推進課環境対策保全班

肥料販売業務を開始する場合に必要な書類については、次のとおりです。

	提出書類等		提出部数
	 肥料販売業務開始届出書 		2部 (正本・副本用)
	届出者が 個人 の場合	次の①、②のいずれかを添付してください。 ①住民票の写し(最新のもの。写しの提出も可) ②運転免許証の写し(表・裏両面)	1部
	届出者が 法人 の場合	次の①, ②のいずれかを添付してください。 ①登記事項証明書(履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書) ※最新のもの。写しの提出も可。 ②定款の写し	

様式第15号(日本工業規格A4)

(イ) 肥料販売業務開始届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

届出書に記載した年月日を記入してください。

住 所 宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇一〇

氏名 **宮城肥料株式会社** 代表取締役 宮城 太郎

同一の氏名、住所を記入してください。

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

宫城肥料株式会社 代表取締役 宮城 太郎 宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇一〇

2 販売業務を行う事業場の所在地

宮城県仙台市青葉区上杉○丁目○-○

宮城県内にある肥料の販売業務を行う事業場の所在地を記載してください。

※宮城県内に肥料の販売業務を行う事業場が複数箇所ある場合は、その全ての所在地を記載してください。欄内に記載することが困難な場合は、「別紙参照」等と記載し、宮城県内にある肥料販売を行う事業場の一覧を取りまとめた別紙を添付してください。

3 本県内にある保管する施設の所在地

宮城県仙台市太白区長町○丁目○-○

宮城県内にある肥料を保管する施設の所在地を記載してください。

販売業務を行う事業場で保管する場合は、「2 販売業務を行う事業場の所在地」と同一の所在地を記載してください。 宮城県内の倉庫等で保管する場合は、その倉庫等の所在地を記載してください。

肥料の販売に際して、現物を取り扱わず、伝票の処理等のみである場合は、記載しなくてかまいません。